

令和元年度
事務事業《事後》評価
対象事業 一覧表

— 評価対象事業数 291事業 —

令和2年3月

伊勢崎市

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
総務部	秘書課	1	市功労者表彰事務事業	市の付属機関の委員等を務め市政に功労顕著と認められる人に対して、表彰基準に基づき対象者を抽出し、表彰式を行い表彰状と記念品を贈り感謝の意を表する。 *表彰基準 満8年 市議会議員、区長、環境指導員、民生委員児童委員、人権擁護委員、保護司 満10年 その他の付属機関の委員等	継続	継続	継続
総務部	総務課	2	市民情報コーナーの活用推進事業	情報公開の総合的な推進に当たっては、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、広報手段の充実及び広報媒体の積極的な活用に努めることのほか、市政に関する情報を提供する場所を整備する必要があることから、市民情報コーナーを本庁及び各支所に設置し、市民への情報提供及び情報公表の推進を行う。また、行政情報を適切に取り扱うために、情報公開制度及び個人情報保護制度に対する職員一人ひとりの認識と意識の向上を図り、両制度を適正かつ円滑に運営し、市民に信頼される適正な市政運営を図る。	継続	継続	継続
総務部	総務課	3	個人情報保護制度推進事業	個人情報を適切に取り扱うために、個人情報保護制度に対する職員一人ひとりの認識と意識の向上を図り、制度を適正かつ円滑に運営し、市民に信頼される適正な市政運営を図る。本市の保有する個人情報を適正に管理することは、市民の権利利益を保護するためにも、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠なものであり、市政運営に対する市民からの信頼の維持向上に寄与するもの。	継続	継続	継続
総務部	総務課	4	ファイリングシステム管理事業	公文書を適切に整理、保管及び保存等することにより、市政の透明化の推進及び説明責任を果たせるよう体系的に管理するもの。	継続	継続	継続
総務部	総務課	5	内部公益通報事業	市職員等からの公益通報の相談及び受付窓口となり、通報があった場合は公益通報委員会を設置して公益通報への対応を行う。また、市職員等に対し公益通報者保護制度の周知を行う。	継続	継続	継続
総務部	総務課	6	例規審査事務	行政の運営や活動の根拠となる条例、規則等の制定改廃に当たり、法令その他の例規との適合性、適確性及び法制執務上の審査を行い、議会の議決を経て公布した条例については、その概要を市ホームページ等で公表するとともに、市の例規をデータベース化してまとめた「伊勢崎市例規集」を適正に管理、更新し市民・関係団体・職員に正確な情報の提供を行う。	継続	継続	継続
総務部	総務課	7	公平委員会運営事業	職員の不利益処分に対し、公平審理により身分保障を図り、また勤務条件等に関する苦情相談に応じ適切な解決を図ることによって、職員が意欲を持って、安心して職務に専念できるようにし、円滑な組織運営を推進することにより、市民サービスの向上を図るもの。	継続	継続	継続
総務部	行政課	8	区長会事務事業	区長会は行政区の代表である区長を会員として構成され、会員相互の連携を深めることにより、行政区の円滑な運営を図り、もって市政の進展に寄与することを目的としている。主な事業として、年1回の総会、毎月予定される役員会、各種研修事業等を行うことで、会員に対する市及び各種団体からの情報提供や情報の共有化、また市政に対する要望や意見交換等を行いながら、地域住民の福祉の増進や行政サービスの向上に寄与するため活動している。	継続	継続	継続
総務部	行政課	9	町内会議所建設費補助事業	コミュニティ活動の拠点となる会議所の新築、施設の老朽化に伴う改修、トイレの洋式化、バリアフリー工事等に対し、補助金を交付することで、利用しやすい会議所となり住民交流の拠点施設として、住民の連帯感や共同意識の醸成及び発展に資することを目的とする。補助率は、補助対象経費の1/4以内、新築上限は300万円、増築・改築または改修は上限100万円となっている。	継続	継続	一部改善
総務部	行政課	10	地縁団体認可事務事業	町内会等が所有する会議所や土地（新規取得も含む）を登記する場合には法人格になる必要がある。希望する団体に対して相談を受け、認可申請書の受理・審査のうえ、市長名での告示等を行い法人化の手助けをするもの。	継続	継続	継続
総務部	行政課	11	庁舎維持管理事業	庁舎の維持管理事業を通して、来庁者の利便性をよくすることに努め、良質な市民サービスを提供するために実施する。	継続	継続	継続
総務部	管財課	12	市有財産維持管理事業	市有財産の効率のかつ良好な維持保全、適正な財産管理を行う。処分可能な財産については、売却を行い財源を確保する。	継続	継続	継続
総務部	管財課	13	庁用バス運行管理事業	市が所有する中型バス・マイクロバスの運行業務を委託し、バスの貸出受付時に申請内容を確認し、公平性と効果のかつ経済的に利用するよう調整を行う。また利用者の安全を最優先するため、委託業者に安全運転を徹底するよう呼びかける。	継続	継続	継続
総務部	職員課	14	派遣研修事業	派遣研修を通じて、高度な専門的知識の習得を図るとともに、他団体の職員等との多様な視点に触れることにより、共通認識の確認と幅広い視野を培う。	継続	継続	継続
総務部	職員課	15	人事関係事務	真に市民の立場に立ち行政サービスの向上に取り組むため、業務のマンネリ化、前例主義等の長期在籍から生じる弊害を防ぐ視点からジョブローテーションを確立し、職員がその能力を十分に発揮できるよう、適材適所の配置を徹底する。	継続	継続	継続
総務部	職員課	16	職員健康管理事業	職員健康管理事業として、職員及び非常勤職員を対象に健康診断を実施し、受診結果の数値の悪い職員に対し、産業医・保健師・栄養士による健康相談等の事後指導を行い、職員の健康の維持・増進を図る。また、法令により、従業員50人以上の事業所において義務化されたストレスチェックを実施し、職員自らストレスの程度を把握してもらうとともに、職員のメンタル不調を未然に防止できる体制を構築する。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	17	総合的な危機管理体制の充実事業	国や群馬県など関係機関や民間気象予報会社からの防災情報を収集するとともに、初動体制の強化を図り、いせさき情報メール、ホームページ、防災行政無線、SNS、テレビ、ラジオなどの媒体を活用し、市民に向け適切なタイミングで有効な情報を発信する。また、企業の保有する技術や物資の支援を受けるため、企業等との協力協定の締結を推進し、併せて他の地方自治体との相互応援協定を締結するとともに、関係機関と連携し、災害対応の強化を図る。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
総務部	安心安全課	18	地域防災体制の充実事業	各地区で自主防災組織による避難行動や炊き出しなどの防災訓練を行う。あわせて、DIG（災害図上訓練）やHUG（避難所運営ゲーム）といった図上訓練を行うことにより、地域の防災リーダーの育成に努めるとともに、出前講座などを活用し住民の防災意識の向上に努める。また、避難行動要支援者に避難支援プラン個別計画を作成してもらい、避難行動要支援者情報として自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、消防団及び警察署へ提供することにより、情報を共有するとともに、災害時における避難行動要支援者支援に活用する。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	19	水防体制強化事業	台風や集中豪雨に備え、風水害等対応職員による訓練により、土のうを作成し希望者に対し事前に配布する。また、河川管理者（国、群馬県）と連携し、避難行動につながる重要な情報の収集に努める。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	20	避難場所の環境整備事業	避難所や福祉避難所の指定と併せ、防災倉庫を新たに設置し、既存の防災倉庫を含め、必要な資機材等の備蓄に加え、賞味期限の近づいた食糧品等の入れ替えや性別、年齢、災害時要援護者などに配慮した物品を備蓄する。また、避難行動を迅速かつ安全に行えるよう案内板や標識などを整備し、避難場所の周知に努めるとともに、避難所となる市有施設については耐震性の確保に努めていく。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	21	防犯体制の強化と整備事業	警察、防犯協会、防犯ボランティア団体などと連携し、防犯体制の強化を図る。夜間における犯罪の防止及び通学路の安全確保を図るため、各行政区からの設置要望に基づき、通学路や地域の主要道路及び犯罪発生箇所等に防犯灯を設置するとともに、警察と連携を図りながら、小学校の通学路及び駅周辺等に、プライバシー保護機能付の防犯カメラ・防犯カメラ内蔵防犯灯を設置する。	継続	継続	継続
総務部	安心安全課	22	防犯活動推進事業	15公民館に配備している青色防犯パトロール車を活用した防犯パトロールを実施し、犯罪の未然防止に努める。迅速に犯罪情報を共有化することにより、防犯意識の啓発を図る。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	23	国県への要望事業	本市の行政課題について、国や県に積極的な要望活動を実施することにより、制度の変更や支援を受けることなど、本市の行政課題を解決していく。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	24	田島弥平旧宅の世界遺産活用事業（周辺整備）	モニタリング調査を実施することにより、田島弥平旧宅を含めた世界遺産緩衝地帯の確実な保全状況を確認しつつ、観光客に対するおもてなし対応を図るための周辺整備などを行う。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	25	高等教育機関の知的資源の活用	高等教育機関との相互交流を図りながら、学生、教授等の人的・知的資源を活用できる環境を整備し、高度化・多様化する市民の学習ニーズに対応するとともに、地域の人材育成を図る。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	26	都市間連携推進事業	都市間での連携と交流を推進し、本市の魅力を高めるとともに知名度の向上を図る。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	27	地域活性化人材育成事業	ビジネススクール形式の人材育成事業を実施する地元企業に対して補助金を交付することにより、新事業、新商品及び新技術の創出や地域経済の振興や発展に寄与する人材を育成する。	一部改善	大幅な改善	大幅な改善
企画部	企画調整課	28	第2次伊勢崎市総合計画前期基本計画実施計画及び後期基本計画策定事業	第2次伊勢崎市総合計画前期基本計画の進行管理の一環として、市民意識調査を実施するとともに、ローリング方式により必要性・緊急性・効果などを検討して実施計画を策定する。また、平成30年度に策定委員会などを開催し、令和元年度には審議会を開催し後期基本計画案を策定する。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	29	移住促進事業	全国的に人口減少が問題となる中で、東京一極集中の流れを止め、地方への移住の促進を図り、本市への人の流れを創出する。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	30	定住の促進	全国的な人口減少、東京一極集中が問題となる中で、本市への人の流れを創出するため、中心地域と近隣地域がそれぞれの特性を活かした「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、本市全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進する。	継続	継続	継続
企画部	企画調整課	31	婚活支援事業	独身の男女を対象に地域資源を活用した婚活イベントやセミナーを開催する事業を実施する団体に対して補助金を交付することにより、結婚を目的とした出会いの場を提供することを支援する。	大幅な改善	大幅な改善	大幅な改善
企画部	事務管理課	32	行政評価事業	行政評価は、まちづくりを進めるうえで必要な事務事業について、実施目的や目標を明確にしたうえで一定の指標に基づき評価・分析することにより、事務事業の質を向上させ、効率的な財政運営を目指すための事業である。	一部改善	一部改善	一部改善
企画部	事務管理課	33	指定管理者制度活用事業	効率的な行政運営を図るため、市が設置する公の施設に対して民間活力を導入し、経費の削減とサービスの向上を図ることができる場合は、積極的に指定管理者制度を活用する。	継続	継続	継続
企画部	事務管理課	34	行政改革推進事業	平成27年3月に改定した伊勢崎市行政改革大綱（第2次改訂版）に基づき、平成27年度に策定した「伊勢崎市行政改革推進計画（H27～H31年度）」に掲げた取組の進行管理を庁内や市民委員会を通して行う。	継続	継続	継続
企画部	事務管理課	35	職員定員の適正化と組織機構の適切な見直し	行政改革大綱に基づく行政改革推進計画によって、現在の定員の適正な管理に取り組みと共に、人的資源の効果的な配分を実施し、柔軟性と機動性をもった組織づくりを目指す。	継続	継続	継続
企画部	情報政策課	36	情報システム最適化事業	行政サービスや各種業務のICT利活用を推進することで各種事務事業の支援や市民サービスの向上を推進するとともに、技術動向の進展に合わせて情報システムの合理化・効率化を進め、増大する情報システムに係る経費を抑制する。	継続	継続	継続
企画部	情報政策課	37	パソコン等入替事業	情報政策課において配備している事務用パソコンやプリンタを導入後5年を経過したもののなかから機器の状態を判断し、事務に支障が生じる恐れのある機器を更新する。	継続	継続	継続
企画部	情報政策課	38	ICT推進基本計画策定事業	「伊勢崎市総合計画」に基づく様々な分野の施策を、効率的かつ効果的に推進するためには、ICTの利活用が重要となる。このため、ICTの利活用推進に係る基本方針及び重点的に取り組む施策を策定するとともに、その進行管理を行って実効性を確保していく。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
企画部	情報政策課	39	公衆無線Wi-Fi整備事業	インターネット通信は重要な生活インフラであることから、図書館、公民館、集客施設等の公共施設に無線インターネット通信環境を整備し、通常時の施設利用者や観光客の利便性を向上させるとともに、災害時に避難所となった場合に多重化された通信手段を確保する。	継続	継続	継続
企画部	広報課	40	広報活動事業	最新の市政情報を広報紙、市ホームページで発信する。	継続	継続	継続
企画部	広報課	41	広聴活動事業	メール、手紙、投書箱等での市民の声や懇談会を通して寄せられる市政に対する意見や提案を市政運営及び各種施策の参考にするとともに建設的な意見等についてはそれらに反映させていく。	継続	継続	継続
財政部	財政課	42	市債管理事業	市自らの判断と責任により、市民本位の行財政運営を行うためには、市債の適正かつ有効な借入事務による財源の確保と、借入残高の管理が重要である。地方自治体の財政運営は引き続き厳しい状況にあるため、今後も事業の選択と集中を的確に行うことが必要とされている。特に、依存財源である市債の効率的な運営と適正な管理は、健全な財政運営を行う上での絶対条件である。また、合併特例事業債の発行可能期間が令和6年度まで発行可能であるが、実施計画や工期を勘案しながら事業規模が過大とならないよう、健全性の確保に留意し有効活用を図る。	継続	継続	継続
財政部	財政課	43	財政状況等作成公表事務	社会保障経費の増大や公共施設の高額な更新費用などを背景に地方自治体の持続可能な財政運営が求められるなか、市の財政状況についての市民の関心が高まっており、財政運営の健全化を市民に公表する手段として、予算及び決算の概要や執行状況、財務書類などを分かりやすく公表することが必要と考える。公表を要する財政指標等も豊富になってきており、本市の財政状況について様々な角度から分析し、市民の財政状況への関心を更に高められるよう、また現状を正確に理解してもらえようような公表に努める。	継続	継続	継続
財政部	財政課	44	予算編成事務	一般会計をはじめ、8事業の特別会計と4事業の企業会計について、毎年10月から翌年2月までにかけて翌年度の予算編成を行うとともに、4半期ごとに補正予算を編成するものである。	継続	継続	継続
財政部	契約検査課	45	契約検査管理事業	伊勢崎市が行う入札に係る業務（業者登録から開札落札業者決定まで）と建設工事の給付と品質確保のための工事検査を行う。特に工事案件の一般競争入札では、二ーズにあった価格と品質が総合的に優れた調達を実現するための総合評価落札方式を導入し、公平性・透明性・客観性を確保しながら健全で効果的な予算執行に寄与している。	継続	継続	継続
財政部	市民税課	46	個人市民税課税事務	市民税・県民税の賦課のための課税資料を収集し、公平で公正な税額の賦課・決定を行い、自主財源を確保するとともに、自立した都市経営の確立を目指す。	継続	継続	継続
財政部	市民税課	47	法人市民税の賦課事務事業	効率的で公平・公正な課税を推進し、自主財源を確保するとともに、自立した都市経営の確立を目指す。	継続	継続	継続
財政部	市民税課	48	軽自動車税の賦課事務	賦課期日（4月1日）現在、伊勢崎市に主たる定置場がある原動付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に軽自動車税を課税する。また、随時原動機付自転車及び小型特殊自動車の新規取得、名義変更、廃車、住所変更の受付を行う。	継続	継続	継続
財政部	市民税課	49	証明等発行業務	市税に関する諸証明の発行窓口の一元化運用と市民サービスセンター窓口での土日夜間（午後7時まで）における証明発行業務の実施、及び市税並びに水道料金の収納業務の実施。	継続	継続	継続
財政部	資産税課	50	固定資産税（家屋）課税事務	市内の評価（課税）対象である新築家屋や増築家屋を正確に把握し、実地調査に基づいた適正な家屋評価を行い、固定資産税を賦課する。	継続	継続	継続
財政部	資産税課	51	固定資産税（土地）課税事務	市内の評価対象土地について把握し、実地調査に基づき適正な評価を行い、固定資産税賦課を行う。	継続	継続	継続
財政部	資産税課	52	固定資産税（償却資産）課税事務	固定資産税は土地、家屋のほか、事業用に所有している償却資産についても課税される。地方税法第383条の規定により、市内に償却資産を所有している個人・法人（事業用として他人に貸し付けているものを含む）は毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっている。公平・公正な課税及び本市の自主財源確保のため、今後も適正な申告を推進していく必要がある。	継続	継続	継続
財政部	資産税課	53	諸証明発行事務	固定資産価格通知書、評価証明等の固定資産に関する諸々の証明を交付し手数料を徴収している。	継続	継続	継続
財政部	収納課	54	現年度滞納対策業務	税負担の公平性、納税秩序の維持などを踏まえ、安定的な自主財源の確保を実現するために、納税環境の拡充や初期滞納対策を丁寧かつ効果的に実施し、現年度収入未済額の減少並びに収納率の向上を目指す。	継続	継続	継続
財政部	収納課	55	収納率向上特別対策事業	市税納付について、再三に亘る催告行為にかかわらず、いまだ納税について誠意を示してもらえない滞納者に対し、納期内納付を継続している善良な納税者との公平性を保つ観点から、財産調査を実施し、差押可能な財産があれば差押を実施する。税を滞納している個人・法人の納税を促進するため、滞納処分として差押えた動産・不動産をインターネットを使用した公売、前橋行政県税事務所との不動産合同公売により売却し、滞納税額に充てる税源の確保を図る。所得税の還付申告をしている滞納者の還付金を、滞納処分することにより差押え、滞納税額に充てその圧縮を図る。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
市民部	市民課	56	市民サービスセンター充実事業	市民サービスセンター（宮子・あすま）では、年末年始を除き土日・祝日の午前10時から午後7時まで、住民票・印鑑証明・戸籍などの市民課が発行する証明および所得証明・納税証明などの税証明や固定資産に関する評価証明・公課証明も発行している。また納税では、現年度で納付書を持参する方の市県民税・固定資産税・国民健康保険税・軽自動車税の納付を収納し、ほか8課の使用料等を預り金としても受領している。また、伊勢崎市が主催する各種イベントのチラシやごみ出しカレンダーなど市民生活に関する情報も数多く取り揃えている。市民サービスセンター（宮子・あすま）は、商業施設内（宮子・いせさきカーデンス、あすま・スマーク伊勢崎）にあり、買い物や会社帰りの市民に多く利用されており、今後もより市民に利用しやすい施設として日々の業務に取り組んでいる。	継続	継続	継続
市民部	市民課	57	諸証明交付事務	本人からの請求により、窓口において本人確認を行った上で住民票の写し、戸籍謄・抄本、印鑑登録証明書その他の証明書の交付及び印鑑登録を行うものである。さらに、郵送等による各種証明書の交付請求や本人以外の第三者及び職務上請求に係る資格者からの請求に対しては、本人の権利利益を侵害することのないよう法令等に定める要件の厳格な確認を行った上で各種証明書を交付している。	継続	継続	継続
市民部	市民課	58	いせさき聖苑管理事業	死亡届等により火葬・葬儀等を行うために施設を利用者に提供する（火葬については、施設の経年劣化等による火葬炉外修繕を毎年実施）。	継続	継続	継続
市民部	市民課	59	さかい聖苑管理事業	聖苑業務の円滑な推進のため、機械設備保守等の業務委託や火葬炉修繕により施設機能を維持する。常に平靜な状態で通夜・告別式が行える環境を維持する。また、動物火葬（犬・猫）の受付を行い、飼い主の立場に立った親切・丁寧な対応を行う。	継続	継続	継続
市民部	市民課	60	出生祝品贈呈事業	本市が受領した出生届に記載された子どもを対象に、出生のお祝い及び健やかな成長を願って、出生記念証（フォトスタンド）及び新生児用品（清浄綿）を贈呈する。	継続	継続	継続
市民部	市民課	61	証明書コンビニ交付サービス事務	証明書コンビニ交付サービスは、窓口の業務時間外や休日であっても、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で各種証明書を発行することのできるサービスである。さらに、市外に住民登録している場合であっても、本籍地が本市にある者（以下「本籍人」という。）は、あらかじめ本籍地戸籍証明の利用登録をすることにより、全国のコンビニエンスストア等で本市の戸籍証明書の発行が可能となる。そこで、マイナンバーカードの普及啓発を行うとともに、交付申請の方法の簡素化を図るなど、マイナンバーカードの交付率の向上に努め、証明書コンビニ交付サービスの利用を促進することにより、市民の利便性の向上及び窓口サービスの改善を行っていくものである。	継続	継続	継続
市民部	市民活動課	62	子ども会育成会及び青少年団体活動推進事業	体験活動を通じて、青少年が自ら学習する意欲と能力を養う機会を提供する。また、研修会を通じて指導者の育成を図る。	継続	継続	継続
市民部	市民活動課	63	地域・関係行政機関等との連携による事業	将来の地域社会を担う青少年の健全育成を推進するため、家庭、地域、学校が連携し有害環境の浄化活動や健全育成環境の整備に取り組むことは、市民のすべての願いであり、青少年が健やかに成長できる環境づくりは市の務めである。青少年の自立支援や非行防止などに、関係機関と青少年関係団体等が地域と連携し、心身ともに健全な青少年を育成するため取り組む。	継続	継続	継続
市民部	市民活動課	64	協働まちづくり推進事業	ボランティア・市民活動通信の発行や市民ボランティアフェスティバルなどを開催し、市民活動団体同士や市民との交流を促進するとともに、市と市民活動団体が協働で実施する協働まちづくり事業において補助金を交付し、市民活動の活性化を図る。また、広報紙や市ホームページにおいて、多くの市民参加の情報を提供するとともに、市民参加条例の適切な進捗管理を行うことにより、より一層の市民参加を推進する。	継続	継続	継続
市民部	市民活動課	65	青少年相談の充実事業	学校生活・家庭生活・対人関係などで悩みを抱える青少年とその保護者に対し、一人で悩むことを未然に防止するため、青少年相談員による電話相談・面接相談を実施。様々な相談内容について相談者の気持ちを聴き取り、真心のこもった対応に心掛け、カウンセリングや助言を通して悩みの解消の一助としている。	継続	継続	継続
市民部	市民活動課	66	緋の郷管理運営事業	市民と行政との協働による活力ある地域づくりを推進するため、市民活動の拠点施設である緋の郷を快適に利用できるよう施設の充実を図りながら、更なる市民活動の活性化を目指す。	継続	継続	継続
市民部	市民活動課	67	成人式開催事業	二十歳の男女青年の新しい門出を地域ぐるみで祝い励まし、新成人の自覚や意識を高めるために、学校からの推薦や公募によって選出された成人式実行委員が中心となり、それぞれの地域の協力を得て、厳粛な式を実施する。	継続	継続	継続
市民部	人権課	68	人権啓発事業	平成27年3月「第2次人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画」を策定した。この基本計画に基づき人権啓発活動を推進するため、基本的人権にかかわる講演会を開催し、市民一人ひとりが人権・同和問題について正しい理解と認識を深め、差別のない明るい社会の実現を目指す。今後も、著名人による講演会・中学生吹奏楽部による演奏会・福祉団体による物品販売を組み合わせ、市民に夢と希望と元気を与えられる人権啓発講演会を開催する。	継続	継続	継続
市民部	人権課	69	人権法律行政相談の実施事業	人権課では、毎月日時を指定して人権法律行政相談を開設している。人権擁護委員・弁護士・行政相談委員が市民の悩みごと・困りごと・法的トラブル等の相談を受け、解決へのきっかけとなるアドバイスを行っている。平成27年度から3支所は弁護士による法律相談だけとなった。弁護士を希望する相談者が多いことから、平成28年度から本庁は弁護士3人体制で法律相談を受けている。	継続	継続	継続
市民部	人権課	70	男女平等教育と男女共同参画の啓発事業	男女が社会の対等なパートナーとして互いに尊重し、ともに個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、様々な啓発事業を実施する。	継続	継続	継続
市民部	人権課	71	男女が安心して暮らせる環境づくり事業	DV被害者の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。DVなどの暴力防止の啓発を行い、男女がともに安心して暮らせる環境をつくる。	継続	継続	一部改善

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
市民部	国際課	72	多文化共生推進事業	外国人住民に対して地域社会での生活に必要なルールの周知啓発を行い、また、外国人住民と日本人住民に対して文化や習慣、価値観の違いについての相互理解に取り組むことで、外国人住民が地域社会に参加しやすい環境を整え、地域を支える担い手となることを目指す。	継続	継続	継続
市民部	国際課	73	外国人相談窓口事業	日本語によるコミュニケーション能力が不足している外国人住民に対して、日常生活の相談や事務手続きの補助を行うことで、市政に対する不安や悩みを解消し、外国人住民が安心して生活できる地域社会の実現を目指す。	一部改善	一部改善	一部改善
市民部	国際課	74	国際友好会館管理事業	市民の国際交流活動を促進し、世界に開かれたまちづくりの推進と市民福祉の向上に寄与するための拠点として、国際友好会館の管理運営を行う。	継続	継続	継続
市民部	国際課	75	姉妹都市、友好都市の交流の充実や民間交流の推進事業	国際交流に関心を持つ市民及び姉妹都市の米国スプリングフィールド市、友好都市の中国馬鞍山市からの訪問団、関係者に対し、姉妹友好都市交流事業、国際児童絵画展、交流パネル展等を開催し、両市との文化・教育を通じた交流を育むもの。	継続	継続	継続
市民部	国際課	76	国際交流のつどい開催事業	国際交流に関心を持つ市民に対して「市民交流まつり」に併せて「国際交流のつどい」を開催し、国際理解を深め、共生のまちづくりを推進する。	継続	継続	継続
市民部	国際課	77	国際交流協会運営事業	国際交流に関心を持つ市民に対し、国際感覚を醸成したり、国際理解を推進し、共生のまちづくりを実現するため必要な事業を実施するもの。	継続	継続	継続
環境部	環境政策課	78	ごみ減量化・再資源化推進事業	市民にごみの減量及び再資源化の啓発を行い、家庭から排出される一般廃棄物の分別及びごみの減量化を推進する。	継続	継続	継続
環境部	環境政策課	79	ごみの適正な収集・処理推進事業	市民の良好で快適な生活環境保持のため、市内の家庭から排出される一般廃棄物を安定して適正に収集する事業。	継続	継続	継続
環境部	環境政策課	80	処理施設の適正な維持管理	し尿・浄化槽汚泥を適切に処理するために、市内3処理施設の整備・機器の保守点検等を安全かつ円滑に行い、衛生的な環境を維持する。	継続	継続	継続
環境部	環境政策課	81	下水処理施設での汚泥処理推進事業	茂呂クリーンセンター（し尿処理施設）で受入れた市内全域のし尿・浄化槽汚泥を、隣接する伊勢崎浄化センター（下水処理施設）で処理するため、圧送管の配管工事を実施する。このことにより現在2施設で行っているし尿・浄化槽汚泥処理を1箇所に集約し、老朽化している他の施設での処理休止を目指す。このことにより、処理経費の削減と引続き安定した処理が推進できる。	継続	継続	継続
環境部	環境政策課	82	資源物の持ち去り禁止対策事業	市民が一般廃棄物を分別し、ごみ集積所に排出した資源物を持ち去る行為が見受けられ、ごみの散乱や騒音による生活環境の悪化や一般廃棄物の適正処理の阻害要因となっていることから、市として適正な処理責任を果たすため、「伊勢崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正により資源物の持ち去り行為を規制し、適正な循環型社会の構築と快適な生活環境の保全を図るための啓発活動を推進する。	継続	継続	継続
環境部	清掃リサイクルセンター21	83	第4期最終処分場建設事業	現在、焼却灰等を埋立て中の第3期最終処分場は供用開始から17年が経過し、現在の埋立て実績から推移すると埋立て可能年数が1年程度となったことから、清掃リサイクルセンター21に隣接した取得済み用地に第4期最終処分場を建設する。	継続	継続	継続
環境部	清掃リサイクルセンター21	84	不法投棄回収事業	住む町をきれいにしたいという市民の願いとは反対に、各行政区で管理しているごみステーションや町内資源回収場所に、ルール等を無視した不法なごみが依然として投棄されている現状が続いていることから、この不法投棄ごみを回収し処分する事業である。	継続	継続	継続
環境部	環境保全課	85	産業型公害防止事業	工場や事業所からの水質汚濁や騒音、悪臭といった公害発生を防止することで、市民の生活環境を保全する。	継続	継続	継続
環境部	環境保全課	86	空家等対策事業	空き家の適切な管理を促進するとともに、空き家の発生そのものを抑制することに重点を置き、快適な住環境の保全を目指す。空き家の情報を基に、地域住民や関係機関との連携を図りながら、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。	継続	継続	継続
環境部	環境保全課	87	アダプト・プログラム推進事業	アダプト・プログラムとは、一定区画の公共の場所（公園・河川・道路など）を養子に見立て、市民の皆様が里親となり、我が子のように愛情をもって面倒を見ていただく（清掃作業などの環境美化活動）ことに対して、市がこの活動を支援する制度である。	継続	継続	継続
環境部	環境保全課	88	環境保全活動の推進	市民や事業者一人ひとりが環境を守り、より良い環境を守るための自主的な活動を行えるよう、支援を行う事業である。平成26年度から5力年の期限付き事業として群馬県が導入した「ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金」を活用し、市民共有の財産である豊かな自然を適切に管理、保全していくために地域のボランティア団体等による自然環境整備等の取組に要する経費に対して、補助金を交付するものである。平成30年度末で当初の計画期間が終了したが、平成31年度からの5力年を第2期とする期限付きで継続される事業である。	継続	継続	継続
環境部	環境保全課	89	水質監視事業	河川や沼、地下水の水質を良好な状態に保つことで、将来にわたり貴重な自然環境と多様な生態系を保全する。	継続	継続	継続
環境部	環境保全課	90	地球温暖化対策推進事業	市民への住宅用太陽光発電システムの導入を支援し、地球温暖化対策の推進、新エネルギーの普及促進及びエネルギーの安定供給の確保を図るため。	終了	終了	終了
環境部	環境保全課	91	PCB廃棄物調査処理事業	人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるポリ塩化ビフェニル（PCB）を適正に処理することにより、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。	継続	継続	継続
環境部	交通政策課	92	コミュニティバス運行事業	公共施設等の利用者や高齢者及び子ども等の交通弱者に対する移動手段確保のため、バリアフリー対応のノンステップバスを無料運行し、市内全域における地域内移動の円滑化を図る。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
環境部	交通政策課	93	交通安全施設整備事業	交通量の増大や環境の変化に対応し、交通環境の安全確保と道路における危険防止及び交通事故防止のための交通安全施設の整備を推進し、市民の生命を守り、安心・安全な地域社会の構築を目指す。	継続	継続	継続
環境部	交通政策課	94	交通安全普及啓発活動の推進	市内の子どもや高齢者並びにドライバーに対して、交通ルール・マナーなど交通安全意識の向上を図り、交通事故の防止に努める。	継続	継続	継続
環境部	交通政策課	95	市営駐車場維持管理事業	市民、来訪者の利便性を確保するため、駐車場の維持管理を行い、市街地における道路交通の円滑化を図る。	継続	継続	継続
環境部	交通政策課	96	放置自転車対策事業	自転車等の適正な駐輪秩序に努めるため、放置防止の指導と放置された自転車等に対する移動及び保管・返還業務を行い、公共の場所を確保する。	継続	継続	継続
環境部	交通政策課	97	国定駅南口西駐輪場整備事業	国定駅南口西側の市有地に駐輪場を整備し、国定駅利用者の利便性の向上及び駅周辺の環境美化を図る。	終了	終了	終了
環境部	交通政策課	98	鉄道事業者への要望活動事業	JR両毛線及び東武伊勢崎線の沿線市町村で組織する期成同盟会などを通じて鉄道利用者の増加を図るための啓発活動を行うとともに、鉄道事業者に対して要望活動を行うことで、利用者の利便性の向上に繋げる。	継続	継続	継続
環境部	交通政策課	99	運転免許証自主返納支援事業	高齢ドライバーが関わる交通事故が年々増加している状況であることから、運転に不安を持つ高齢者等の交通事故減少を図ることを目的とし、運転免許証の自主返納を促す。	継続	継続	一部改善
健康推進部	国民健康保険課	100	国民健康保険資格管理事業（資格の適正管理）	被保険者の資格の適用の適正化を図ることは、国保事業を運営する上で重要である。対象世帯の状況調査を実施し、会社の健康保険の適用につなげることで国保財政の健全化に反映させる事業である。	継続	継続	継続
健康推進部	国民健康保険課	101	保健事業の充実事業（特定健診・特定保健指導）	従来一般市民を対象に実施していた基本健康診査は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律により、生活習慣病やメタボリックシンドローム予防のための特定健診・特定保健指導の実施として、医療保険者に義務付けられた。市では、国民健康保険加入者を対象に「特定健診等実施計画」と健診結果やレセプトデータ等を活用した「保健事業実施計画（データヘルス計画）」により実施している。平成30年度からは、国の第3期特定健康診査等実施計画期間（平成30年度～令和5年度）による見直しに合わせ一体的に策定した「第3期特定健診等実施計画」と、「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、効果的・効率的な保健事業の実施を目指している。	継続	継続	継続
健康推進部	国民健康保険課	102	国民健康保険税賦課事務（保険税の適正な賦課と収納対策）	国民健康保険の納税義務者と加入者の情報などを的確に把握し、公平かつ適正な課税を行うとともに、収納対策へと繋がる事業を行い、国民健康保険の健全な財政運営に努める。その事業の遂行のため、転入などの理由により本市に課税資料のない国民健康保険の被保険者について、課税資料を保管する市町村に対して所得の照会を行い、適正な国民健康保険税額を算出する。また、国民健康保険税課税対象世帯のうち、納税通知書返戻世帯に対して住所実態調査を行い、居所不明者について公示送達により国民健康保険税納税通知書の未送達状況を周知する。	継続	継続	継続
健康推進部	国民健康保険課	103	第三者行為求償事務	国保の被保険者が、第三者行為が原因で医療機関を受診する際に国保に届出をすることで自由診療ではなく、保険診療で治療を受けることができる。国保は一時的に医療給付するが、国民健康保険法第64条に基づいて被保険者の損害賠償請求権を取得するため、後から国保連合会に求償事務を委任し、加害者の保険会社から過失割合に応じた医療費を国保に返してもらおうことになる。そのため、第三者行為が原因と思われる保険請求の把握と求償に努め、保険財政の健全運営を目指す事業である。	継続	継続	継続
健康推進部	国民健康保険課	104	国民健康保険税納付推進事務	資格証明書及び短期被保険者証が交付されている滞納世帯に対して、戸別訪問をすることで実態を把握し、記録を作成することにより、きめ細やかな対応を実施し、国民健康保険制度や相互扶助の理解を求め、納税を呼びかける。また、被保険者証の更新時期に合わせ滞納世帯に対する納税相談を実施し、納税の勧奨をすることで資格証明書、短期被保険者証の交付世帯の減少につなげる。	継続	継続	継続
健康推進部	年金医療課	105	後期高齢者医療制度運営事業	後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を将来にわたり維持するために、高齢者の世代と現役世代がともに支え合うものとして設けられた。群馬県内すべての市町村が加入する群馬県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営し、資格の管理、給付、保険料の賦課及び徴収に関する事務を行い、各市町村では徴収に関する事務を主体として行っている。	継続	継続	継続
健康推進部	年金医療課	106	後期高齢者医療制度運営事業（医療給付及び保健事業）	後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、群馬県後期高齢者医療広域連合から請求される本市負担分の医療給付費を支払う。また、受託業務である「後期高齢者健診」は伊勢崎佐波医師会加盟の医療機関で、定額補助による人間ドックは契約医療機関を通じて実施する。	継続	継続	継続
健康推進部	年金医療課	107	福祉医療の充実事業	子ども、障がい者、母子父子家庭等の資格要件に該当した方の医療費の自己負担額を無料にする制度。	継続	継続	継続
健康推進部	年金医療課	108	国民年金制度の周知・啓発事業	国民年金制度は、老後または病気や怪我等で障害が残ったときに、生活基盤を支え健全な生活の維持・向上に寄与することを目的とした公的年金制度である。この制度を恒久的に安定運営させるため、様々な広報活動を通じて、制度の周知・普及啓発に努める。	継続	継続	継続
健康推進部	健康づくり課	109	予防接種推進事業	予防接種法等に基づく乳幼児から高齢者までの各種予防接種を安心安全に実施することで、市民の疾病予防と感染症のまん延を防止する。	継続	継続	継続
健康推進部	健康づくり課	110	新型インフルエンザ等対策事業	市民の生命・健康の守ることに加え、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制するよう対策を行う。	継続	継続	継続
健康推進部	健康づくり課	111	医療機関の連携支援と情報の周知事業	医療機関の特色や機能を把握し、関係機関や医療機関と連携を図り、それぞれの医療機関の特色と機能を最大限に生かせる医療提供体制を構築する。	継続	継続	継続
健康推進部	健康づくり課	112	救急医療体制の維持整備事業	休日や夜間における初期救急医療の整備は市の責務であることから、救急医療体制の維持充実のために救急医療を行う病院に対し補助金を交付し、市民が安心して受診できる医療を確保する。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業《事後》評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
健康推進部	健康づくり課	113	子育てサポートナビシステム事業	予防接種スケジュール管理の軽減や適正接種をサポートするためワクチン&子育てナビ（以下、ワクナビ）の運用を行う。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	114	健康づくりの拠点整備	現在、老朽化が進んでいる保健センターもありますが、4つの保健センターで事業を行っている。妊婦や乳幼児、高齢者まで多くの市民の皆様様に様々な事業や相談等で利用していただいているが、安心安全に対応できるよう、適正な施設維持管理に努めている。多様化する市民ニーズに対応し、業務の効率化や統合も検討しながら、市民の皆様様の主体的な健康づくりの支援ができるよう、健康づくりの拠点整備を図っていく。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	115	市民の健康づくり推進事業	健康増進計画（第2次）の基本理念「元気ですこやかな暮らしを目指して～健康寿命の延伸と健康格差の縮小～」を推進するため、市民の皆様が、自分の健康は自分で守るという意識を持ち、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、様々な健康情報の提供や健康づくりを実践できる機会や場の提供など地域と行政が一体となり、健康づくりを推進する環境を整備する。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	116	妊産婦支援事業（不妊支援も含む）	妊娠前の支援として、子どもを望む夫婦に対して20年度から不妊治療費用の一部助成を開始、27年度からは不育治療費用の一部助成も開始した。安心安全に妊娠・出産ができるための支援として、妊娠届出・母子健康手帳の交付窓口を保健センターに一本化し、全妊婦に妊婦健康診査や乳児全戸訪問事業等の保健サービスの情報提供と妊娠・出産に関する相談を行っている。妊娠前から出産・育児を見据えた関わりが早期にできるように機能を強化し、特に支援が必要な妊産婦に対しては、本人の了解のもと妊産婦支援として医療連携を行うなど、切れ目ない母子保健施策を展開し、少子化対策を強化する。	一部改善	一部改善	一部改善
健康推進部	健康管理センター	117	乳幼児健診の充実・強化事業	健やかな子どもの成長発達のために、母子保健法に基づいた乳幼児健康診査、市独自事業で行う歯科健康診査、健康診査事後として健康相談・健康教育を実施している。乳幼児健康診査は、保健センターで行う集団健康診査の方式を取り、疾病の早期発見や予防活動を行う。3歳児までに明らかにされにくく、集団保育上で顕著になる発達等の課題を早期発見するため、市内の保育園・幼稚園を訪問して行う5歳児健康診査モデル事業を行う。未受診者への支援や健康診査の事後として精密検査受診状況の確認、発達等に課題がある経過観察児への支援は相談・教室を実施し、子どもとその家族を含め支援している。	一部改善	一部改善	一部改善
健康推進部	健康管理センター	118	がん検診受診率向上対策事業	がんに対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、がん検診の受診率向上のため受診しやすい検診体制の整備を行い、検診による早期がんの発見により、がん死亡の減少を図り、いつまでも健康に暮らせるまちづくりに寄与する。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	119	糖尿病などの生活習慣病予防対策の充実	健康増進法に基づき、成人期から健康増進や疾病予防を推進して、高齢期を元気に過ごせるようにする。そのために、市民が自らの健康状態を把握し、健康づくりに主体的に取り組めるよう、糖尿病など生活習慣に関する知識の普及啓発と、各種健診（検診）や健康相談の実施をする。また、疾病の早期発見、早期対応することにより、重症化予防を図る。	継続	継続	継続
健康推進部	健康管理センター	120	こころの健康づくりへの支援事業	うつ病等のこころの病気が増加していることから、こころの健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、こころの病気の早期発見・早期対応に努める。また、全国的にも自殺者が多いことから、自殺対策として講演会や人材育成等を行い、命の大切さを周知するとともに、地域全体のこころの病気や自殺者の減少につなげていく。	一部改善	一部改善	一部改善
健康推進部	健康管理センター	121	新生児聴覚検査費助成事業	原則生後1か月以内に新生児聴覚検査を受けた赤ちゃんの保護者へ検査費用の一部（上限3,000円）を助成し結果を把握することで、すべての赤ちゃんが聴覚検査を受け、疾病の早期発見と適切な治療や支援を受けられることを目指す。	継続	継続	継続
健康推進部	スポーツ振興課	122	スポーツ振興事業	子どもから高齢者まで、それぞれの年齢や体力に応じたスポーツに親しめるよう、スポーツ教室や市民レクリエーションスポーツ祭などを開催しスポーツの楽しさを実感してもらうとともに、参加者の交流を深め、生涯スポーツへの入口となることを目指している。地区対抗の市民総合スポーツ大会を開催し、地区住民の団結力と交流を深めることや、競技スポーツの向上を図り関東大会や全国大会へ出場する個人やチームを多く輩出することを目指して、激励として壮行金を交付している。	継続	継続	継続
健康推進部	スポーツ振興課	123	体育施設管理事業	市民が恒久的に安心・安全に利用できる施設として計画的な整備を行い、また、施設の利便性・市民ニーズ等の観点から行う管理事業。施設の耐震化対策、老朽化対策、バリアフリー化対策、省エネルギー対策等施設の機能向上に資する整備工事、修繕、業務委託等を行う。	継続	継続	継続
健康推進部	スポーツ振興課	124	陸上競技場整備事業	誰もが利用しやすく、安心・安全、快適にスポーツ活動を行える環境を計画的に整備を図る。	終了	終了	終了
福祉こども部	社会福祉課	125	社会福祉協議会等事業	社会福祉協議会に、地域福祉推進事業及び戦没者等追悼式の事業委託を行う他、人件費・役員設置費・遺族会運営事業等の補助金を交付している。また、地域福祉の推進のために活動する民生委員児童委員連絡協議会の事務局として、会議の開催、議事の調整及び研修の企画等を行い、会の運営全般を支援するとともに、保護司会・更生保護女性会に対し活動費等の補助金を交付している。	継続	継続	継続
福祉こども部	社会福祉課	126	生活保護事業	憲法第25条に規定する理念に基づき、最低生活の保障を行うとともに、生活保護受給世帯の自立を支援し、生活の安定や経済的自立を支援する。	継続	継続	継続
福祉こども部	社会福祉課	127	生活困窮者自立支援事業	平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法施行に伴い、関係各機関と連携を図り、生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し自立に向けた支援を行う。メニューとして自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）、住居確保給付金の支給（離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当額を支給（有期）、学習支援事業（貧困の連鎖を防止するための学習支援（小5～中3）を行う）等がある。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
福祉こども部	子育て支援課	128	児童厚生施設管理運営事業	地域の児童に健全な遊びを与え、その健康増進と情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設であり、児童センター・児童館の名称で9ヶ所を設置している。子どもたちが体験を通して自主性や社会性・創造性を習得するために様々な事業（行事）を開催するとともに、子どもが安心できる安全な居場所を提供できるように環境整備を図る。また、子育て家庭に交流の場所や情報を提供し仲間作りがしやすい環境を整えることで、地域における子育てを支援する。	継続	継続	継続
福祉こども部	子育て支援課	129	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童の放課後の健全育成の向上を図るため、学校内または学校近辺の施設を利用して放課後児童クラブを実施している。本事業は、子どもたちが安心して過ごせる環境と充実した放課後の活動を提供するとともに、保護者の仕事と子育ての両立、就労継続支援の役割も担っている。管理運営主体の内訳は、市内77クラブのうち民設民営57クラブ、公設民営15クラブ（いずれも指定管理者制度で運営）、直営5クラブとなっている。	継続	継続	継続
福祉こども部	子育て支援課	130	子育て相談センター事業	子育てに関する悩みや児童虐待に関することなどについて、家庭相談員や社会福祉主事が相談を受け、助言や支援を行なう事業である。また、子育てに関する情報の提供や子育て支援ノートブックの作成・配布を行なっている。	継続	継続	継続
福祉こども部	子育て支援課	131	子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援事業計画の推進）	平成27年4月にスタートした「子ども・子育て新制度」において、この制度の事務局として「子ども・子育て会議」を開催し、5ヵ年計画の進捗管理を実施しつつ、平成32年度からの次期5ヵ年計画を策定する。また、子育て支援事業として「子育て短期支援事業」を実施する。本市の「子ども・子育て支援事業計画」は、上位計画にある総合計画の将来像の実現とともに、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ成長できるように、子育て世帯の多様なライフスタイルに対応しながら、子育て環境の整備と特色ある教育・保育の充実に努め、心の豊かさを育むことを基本目標としている。誕生から成長に沿った各ステージにおいて、様々な施策により社会全体で子どもと子育て世帯を支援する。	継続	継続	継続
福祉こども部	子育て支援課	132	児童福祉に関する手当等給付事業	本支給事業における各種手当等については、伊勢崎市独自の福祉手当及び出産祝金支給の制度であり、本手当等の支給により児童福祉の増進に努めるもの。	継続	継続	継続
福祉こども部	子育て支援課	133	子ども発達支援センター管理運営事業	発達障害児に対する療育は、早期発見、早期療育が重要となることから、その障害を見極めサポートでき、専門的な支援が提供できるよう、指定管理者制度を導入している。親子通園事業では、規則正しい生活リズム作りと心身の発達を促す活動をするなど、成長発達の過程において何らかのつまづきや困難を抱えた乳幼児とその保護者に対しての支援を行う。また、児童発達支援事業では、社会性や自律性・自主性を身につけるよう本人の個性に合わせた決め細やかな支援を行います。その他、発達相談支援事業、保育所等訪問支援事業、保育所等協力支援事業、日帰り短期事業等を行っている。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	134	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行ないたい・受けたい者からなる会員組織でその会員が行なう育児に関する相互援助活動の支援により、労働者が仕事と育児の両立が出来る環境を整備することで、児童福祉の増進を図る。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	135	民間保育施設対策事業	待機児童を発生させないため、入所要件を満たした乳幼児が保育施設に入所できる体制づくりを目指し、民間保育施設の運営を支援すると共に、地域の保育ニーズに応じた定員数を確保できるよう私立保育施設の定員管理を図る。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	136	民間保育所施設整備事業	民間保育所等の児童受け入れ枠の確保や保育環境の充実及びサービスの向上を図るため、施設整備を行う社会福祉法人に対して補助金を、要綱に基づき交付する。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	137	特別保育事業	子ども・子育て支援法第59条、及び、市の定める子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭の就労等を支援するため、私立保育施設が行う、延長保育、一時預かり、病児保育、子育て支援等の特別保育事業に対して支援を行う。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	138	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	139	認可外保育施設支援事業	認可外保育施設は、認可保育施設に比べ開所時間が柔軟であり、保護者の勤務形態が多様化している現状に合わせるため努力している。また認可保育施設は、国、県、市から施設型給付や補助金が交付されているが、認可外保育施設は補助制度がなく保護者からの保育料だけが財源であるため、保育士配置の充実、入所児童等に対する健康診断の実施及び施設・設備改修等の事業に対する支援を実施することにより乳幼児の処遇改善や保護者負担の軽減に繋がる事業。	継続	継続	継続
福祉こども部	こども保育課	140	民間保育施設保育士加配支援事業	乳児又は幼児（年度当初において3歳未満である者）の安定的な受入体制確保のため、配置基準を上回る保育士を加配した、子ども・子育て支援法第31条第1項の確認をつけた保育所及び認定こども園に対し、要綱に基づき補助金を交付する（H27年度地方創生先行型交付金事業からの継続事業）。	継続	一部改善	一部改善
福祉こども部	障害福祉課	141	指定管理施設管理運営事業	①在宅で常時介護を必要とする重度心身障害者等に対して、通所により、日常生活に必要な動作訓練や入浴、排泄、食事等の介助を行い、日中活動の場を提供し、保護者の介護負担等を軽減するため支援を行う福祉作業所の在宅重度心身障害者等デイサービス事業や、在宅で生活しながら、日中活動の場として福祉作業所で、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る福祉作業所の地域活動支援センターⅡ型及びⅢ型事業。 ②障害者の就労を支援し、特別支援学校等を卒業した生徒の自立生活の訓練を行うことを目的とした障害者就労・自立支援施設の事業。 上記①②の施設において経年劣化による施設の長寿命化のために、計画的に施設の整備、改修等を行う事業。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	142	介護給付・訓練等給付事業	障害者（児）に対し、障害者総合支援法に規定する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行介護、行動援護等）、日中活動系サービス（生活訓練、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）、居宅系サービス（共同生活援助、施設入所支援等）、相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）などのさまざまなサービスを提供することにより、障害のある人の自立を支えることを目的としている。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
福祉こども部	障害福祉課	143	自立支援医療給付事業	①療養介護医療費として、療養介護に係る支給決定を受けたものに対し、療養介護医療（療養介護のうち医療に係るもの）を受けたときは、医療費の給付を行うもの。 ②更生医療として、更生のための医療が必要な18歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、医療費の自己負担について公費負担を行うもの。 ③育成医療として、18歳未満の障害がある児童で手術等により確実な治療効果が期待できるものに対して、医療費の自己負担について公費負担を行うもの。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	144	地域生活支援事業	障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、福祉の増進を図ることを目的としている。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	145	特別障害者手当等給付事業	日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の者等に対して、精神的かつ物質的負担の軽減の一助となるよう、それぞれ該当者に特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当を支給し障害者福祉の向上を目指す。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	146	補装具費給付事業	身体障害者（児）及び政令に定める疾病に該当する難病患者の日常生活又は社会生活（職業生活）の便宜を図るため、失われた身体機能を補完又は代替する用具（義肢、装具、車椅子、補聴器等）の購入等に要する費用の一部を支給する。事前の申請及び必要に応じて心身障害者福祉センターの判定を要する。	継続	継続	継続
福祉こども部	障害福祉課	147	自立支援協議会、就労支援協議会との連携	自立支援協議会：地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等（※）の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。 ※(1)福祉サービス事業者、(2)相談支援事業者、(3)医療・保健関係者、(4)障害者関係団体、(5)教育関係者、(6)雇用・就労関係者の機関又は団体から推薦された者で組織する。 就労支援協議会：伊勢崎市を中心に障害者の就労状況の把握に努め、一般就労の促進並びに地域生活支援の啓発を図る。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	148	在宅サービス事業（高齢者困りごと支援事業）	日常生活で困っている高齢者に対して、他では依頼がしにくい短時間の作業を低料金で支援サービスを行うとともに、就業を希望する高齢者の生きがいの充実と社会参加を図り、高齢者福祉の充実を図ることを目的とする。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	149	老人クラブ活動費補助事業	老人クラブは、高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、生きがいと健康づくりのいろいろな活動を通じ、明るい長寿社会づくりに役立つことを目的とする。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	150	緊急通報装置設置事業	緊急通報装置を貸与された高齢者が急病や災害時等の緊急事態が発生した場合、ボタンを押すと警備会社へつながり本人と通話し、必要に応じて警備会社からかじめ登録してある親族や知人に連絡を取る。また、救急車や消防車等の手配をし、速やかに高齢者の安全を確保する。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	151	在宅サービス事業	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して、その人らしい生きがいのある在宅生活ができるように、主に介護保険外サービスを中心にきめ細やかなサービスを提供する。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	152	民生委員、地域活動などとの連携による見守り活動	市内のひとり暮らし高齢者に対して、健康状態や悩みごと等の調査（ひとり暮らし高齢者基礎調査）を行う。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	153	老人福祉センター等運営事業	高齢者の心身の健康の保持を図るとともに、市民に憩いの場を与え、世代間の交流を促進し、市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。	継続	継続	継続
長寿社会部	高齢政策課	154	民間福祉施設整備事業	伊勢崎市高齢者保健福祉計画で定めるところの、質の高い高齢者介護サービスの提供を図るため、当該施設の設置又は設置予定者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	継続	継続	継続
長寿社会部	地域包括支援センター	155	在宅医療・介護連携推進事業	地域包括ケアシステムの構築に関して、医療職及び介護関係者の連携を推進することにより、在宅で療養して医療と介護の両方を必要としている人に、適切に必要なサービス等の提供ができるような体制を構築するもの。	継続	継続	継続
長寿社会部	地域包括支援センター	156	地域包括支援センター整備事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域の身近な場所で、介護や健康のこと、権利を守ることなど、高齢者を取り巻く様々な相談に応じ、高齢者本人と関わる人に対し支援を行うことを目的に、市内を9つの日常生活圏域に分け、地域包括支援センターを設置し、保健・福祉・介護の専門職を配置するもの。また、市は、日常生活圏域毎に設置した各地域包括支援センターと連携し、介護予防・日常生活支援総合事業、総合相談事業、家族介護支援事業等の任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などの地域支援事業を実施する。	継続	継続	継続
長寿社会部	地域包括支援センター	157	認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるよう支援体制を構築するもの。また、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備を行うもの。	継続	継続	継続
長寿社会部	地域包括支援センター	158	一般介護予防事業	一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態等となることの予防や、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築するもの。	継続	継続	継続
長寿社会部	介護保険課	159	介護認定・給付適正化事業	県が策定した第4期群馬県介護給付適正化計画に基づき、主要5事業の適正化事業を推進することで、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図る。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
長寿社会部	介護保険課	160	地域密着型サービスの充実事業	地域密着型サービスは、原則として事業所所在市町村の被保険者だけが利用できるサービスであり、市町村が事業者の指定・指導監督の権限を有する。要介護状態になっても住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするため、地域密着型サービス事業者の新規参入を促すとともに、国の法令や市の基準条例等に基づき事業所の新規指定や指定更新を行う。また、集団指導の実施や事業所が開催する運営推進会議等を通じて、地域に開かれた事業所運営やサービスの質の向上を図る。	継続	継続	継続
長寿社会部	介護保険課	161	介護保険料賦課徴収事業	介護保険を運営するための財源である介護保険料の賦課及び徴収を行うもの。	継続	継続	継続
長寿社会部	介護保険課	162	介護保険対策事業	末期がん患者を抱える家族が在宅介護環境を整え、安心して在宅介護ができるよう介護保険制度で補えない部分を支援する。	継続	継続	継続
長寿社会部	指導監査課	163	社会福祉法人等指導検査事業	社会福祉法等の関係法令に基づき、所管する社会福祉法人等が経営する社会福祉施設や指定事業所に対し、法令遵守、適正運営の確保とサービスの質の向上、並びに、利用者が安心して利用できる施設となることを目的に指導検査等を実施している。	継続	継続	継続
経済部	商工労働課	164	住宅リフォーム助成事業	住宅リフォームを推進することにより、市民の居住環境を改善するとともに、地域経済の活性化を図る事業。	一部改善	一部改善	一部改善
経済部	商工労働課	165	商店街の活性化促進事業	商店街振興組合等が中心市街地における商店街の活性化を図るため、各種イベントなどを企画・実施する事業に対して、その事業費の一部を補助している。また、境地区の中心市街地商店街のにぎわいを創出し活性化を図るため、境にぎわい市を開催している。	継続	継続	継続
経済部	商工労働課	166	中小企業経営基盤強化事業	市内の中小企業者が、新技術・新製品の開発を行う場合に、補助金を交付する事業。中小企業を支援し、地域経済の更なる発展を目指す。	継続	継続	継続
経済部	商工労働課	167	勤労者福祉の充実事業	誰もが安心して働くことができる雇用環境づくりを推進する。	継続	一部改善	一部改善
経済部	商工労働課	168	雇用促進事業	一人ひとりが能力を十分発揮し、安心して働くことができるように、関係機関と連携しながら雇用機会の拡大を図る。	一部改善	一部改善	一部改善
経済部	商工労働課	169	消費生活センター機能強化事業	環境・経済・社会等の幅広い分野での消費生活について、自ら考え行動する自立した消費者を育成・支援し、消費者被害の未然防止を図る。講演会・講座及び教育現場を通じ消費生活に必要な知識や情報を消費者へ提供する「消費者教育の拠点」として、消費生活センター機能をさらに強化する。	継続	継続	継続
経済部	商工労働課	170	消費生活相談事業	事業者と消費者の間にある商品・サービスの質や量、交渉力の格差により生じた苦情等が、専門的知見に基づき適切かつ迅速に処理されるようにするため、消費生活相談員の人材確保と資質の向上に努め消費生活相談体制の充実・強化を図る。	継続	継続	継続
経済部	商工労働課	171	消費生活の安定と向上(計量法関係業務)	いかなる計量器も初期の精度、構造を長く維持することは不可能であるため、定期的な検査によって不良になった器物を排除する必要がある。計量法は定期検査制度を設け、取引や証明に使用される特定計量器を定期的に検査し、正確性を保持して計量の安全を図り、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。また、計量法第148条の規定に基づく特定市が行うこととされている各種立入検査業務(商品量目、液化石油ガスメーター、燃料油メーター等)も実施している。	継続	継続	継続
経済部	商工労働課	172	消費生活の安定と向上(製品安全4法・家庭用品品質表示法関係業務)	家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づき、不適正(表示)製品の販売による消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図り、消費者の利益を保護するため立入検査を実施している。	継続	継続	継続
経済部	企業誘致課	173	企業誘致活動事業	市内企業の受注増加や就業人口の増加など、地域経済の活性化を目指し、優良企業の誘致を進める。	継続	継続	継続
経済部	企業誘致課	174	Made in いせさき進化事業	Made in いせさき・地域ブランド研究会と伊勢崎市「農&食」戦略会議が連携して商品開発及び販路拡大を図る。さらに、地元高校生の事業参加により雇用の拡大や地元就労意識の高める。	継続	継続	継続
経済部	農政課	175	認定農業者と集落営農組織等の担い手の育成・確保	認定農業者を確保・育成することにより、農業経営基盤と生産基盤の強化及び高齢化や後継者不足による耕作放棄地の解消を図る。また、農地中間管理機構の制度を活用し、農地集約を図る。	継続	継続	継続
経済部	農政課	176	園芸振興事業(ハウス導入補助事業)	補助事業を活用してハウスを導入し、年間を通じて野菜の安定生産や品質向上等を図り、産地化の育成を図るとともに国際競争力を強化し、さらに消費者ニーズにあった野菜の振興を図る事業である。	継続	継続	継続
経済部	農政課	177	地元産農産物等普及促進事業	本市農業の振興と活性化を図るため、安心、安全な農産物の供給を基本とし、創意工夫で生産したブランド農産物の生産拡大やPRを図り、競争力の強化や認知度向上に努めるとともに販路拡大に取り組む。また、市民の農業や農産物に対する理解を深めるとともに地場産農産物の学校給食への利用促進を図る。	継続	継続	継続
経済部	農政課	178	農業体験・交流の推進事業	本市と新潟県長岡市寺泊地域の児童が、恵みへの感謝、収穫の喜びなど「食と農」の大切さを体験・学習するとともに、市民交流・世代間交流を図る。	継続	継続	継続
経済部	土地改良課	179	ほ場整備事業(境小此木地区)(県営事業負担金支払事業)	ほ場整備とは、農業にとって基本となる農地をより効率良く利用するための整備であり、耕地区画の整備、排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備するものである。本事業は、群馬県が事業主体となり実施する、ほ場整備事業に対して、受益負担金を支払う事業である。	終了	終了	終了
経済部	土地改良課	180	ほ場整備事業(境下武土地区)(団体営事業負担金支払事業)	ほ場整備とは、農業にとって基本となる農地をより効率良く利用するための整備であり、耕地区画の整備、排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備するものである。本事業は、地元土地改良区が事業主体となり実施する、ほ場整備事業に対して、受益負担金を支払う事業である。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
経済部	土地改良課	181	土地改良施設維持管理適正化事業	一級河川(葦川8/大川1/広瀬川1/神沢川1/西桂川1/粕川3/早川7)に設置された頭首工(堰)の機能診断を行い、施設の長寿命化のため点検整備や補修を行うことにより農業用水の安定供給を図る。	継続	継続	継続
経済部	土地改良課	182	農村総合整備事業(小規模農村整備事業)	本事業は県の補助金を受け、用排水路の改修・新設・更新、農地に隣接する道路の改良・舗装等を行う事業である。用水路を整備することにより、農業用水の安定供給を図り、排水路を整備することで水田の水管理、畑地帯の水害防止、また、地域の水害防止にも役立っている。また、道路改良により大型機械の導入による農作業の効率化、舗装による荷傷み防止などの効果が見込まれます。1地区あたり補助対象の上限額30,000千円であり、県の補助率は35%。	継続	継続	継続
経済部	文化観光課	183	華蔵寺公園遊園地事業	伊勢崎市の観光の中心的存在である華蔵寺公園遊園地が、来園者の憩いの場となるよう、安心して安全な施設運営を目指す。	継続	継続	継続
経済部	文化観光課	184	観光づくり推進事業	各種イベントを開催することで地域の活性化を図るとともに、市民や市外からの観光客に対して、本市の魅力をPRすることで、都市のイメージ向上や市民のふるさと意識の醸成を図る。	継続	継続	継続
経済部	文化観光課	185	観光客誘致推進事業	関東近郊において観光誘客キャンペーンを行い、パンフレット等を配布したり鉄道駅等にポスターを掲示したりすることにより、県外からも観光客を誘致し、賑わいのあるまちづくりをしつつ伊勢崎市の知名度アップを図るもの。	継続	継続	継続
経済部	文化観光課	186	芸術文化の支援事業	伊勢崎市文化協会への事業実施に向けた展示および発表する機会を提供するとともに、市収蔵美術品をホームページ上でインターネット美術館として公開し、支援体制の充実や情報発信を積極的に行い、市民の心の豊かさを育み芸術・文化活動の活性化を図る。	継続	継続	継続
建設部	土木課	187	外環状道路整備事業	(主)前橋・館林線から東地区までを結ぶ早川沿いは、幅員が狭小で通行車両も多く危険であるため、延長700mで基本幅員11mのうち3.5mの片側歩道の整備並びに県道部260mの交差点改良工事をすることで、交通の利便性向上や歩行者等などの安全確保を図る。	終了	終了	終了
建設部	土木課	188	生活道路整備事業	市民生活に直接影響する生活道路を整備することで、より良い居住環境を形成する。	継続	継続	継続
建設部	土木課	189	市道(赤)108号線道路整備事業	本路線沿いには赤堀南小学校や西部スポーツ公園などの公共施設もあり、通学路の指定にもなっているため歩行者や自転車の利用も多くなるが、現状では歩道の設置がされていない。また、一級河川桂川に架かる今宮橋については幅員狭小や老朽化により危険性が非常に高い状態であるため、歩道設置と橋の架け替えをする事で安全が確保できる。	継続	継続	継続
建設部	土木課	190	市道(赤)112号線道路整備事業	本路線は、北関東自動車道の伊勢崎インターと国道50号のアクセス道路として利用され、車両の通行量も多く、自転車・歩行者などが通行する際に危険な状況であるため、道路整備をすることで、交通の円滑化や歩行者・自転車の安全確保に努める。	継続	継続	継続
建設部	土木課	191	市道(赤)3-202号線道路整備事業	本路線は、一般県道香林・羽黒線と市道(赤)215号線を結び、沿線には、赤堀東小学校等などの公共施設があり、車両の通行も多く、自転車・歩行者などが通行する際に危険な状況であるため、延長300mで基本幅員9.0mのうち2mの片側歩道を整備することで、交通の利便性向上や歩行者などの安全確保を図る。	継続	継続	継続
建設部	土木課	192	市道(境)115号線道路整備事業	旧伊勢崎市と旧境地域における物流及び交流の活性化や救急患者移送時間の短縮とともに、現在、当該地区の生活道路へ流入している通過交通を排除することにより、居住環境の向上や歩行者の安全確保を図る。	継続	継続	継続
建設部	土木課	193	橋りょう維持事業	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、地震災害に強く、安全性の高い橋りょうを維持するため、耐震性を強化する工事や長寿命化のための補修工事を行い、交通の円滑化を図り、安全で安心して利用できる道路環境を目指す。	継続	継続	継続
建設部	土木課	194	伊勢崎南部第三工業団地等道路冠水対策事業	南部第三工業団地周辺道路の冠水が近年の局地的豪雨や台風により多発し、車両の通行止めや通行車両の冠水等市民生活に支障をきたしている現状である。そこで既存水路と別に排水水路を築造し葦川へ放流して道路冠水を解消しようとするもの。	終了	終了	終了
建設部	土木課	195	治水対策事業	河川・水路等の適切な整備と管理を行う事により、市民の安全を確保するとともに良好な環境を維持するために行う事業。	継続	継続	継続
建設部	道路維持課	196	道路維持事業	今、生活にかかすことの出来ない車を主体とした社会の中で、市道の老朽化による損傷箇所が多く見られるようになってきて、安心して安全な市道の確保と既存道路の長寿命化を図るため、年間を通して道路維持補修等を行う。	継続	継続	継続
建設部	建築指導課	197	市民や事業者の自主的なまちづくりへの支援・指導	良好な住宅開発が進み、市民が快適に暮らせるための居住環境の整備を促進する。	継続	継続	継続
建設部	建築指導課	198	木造住宅耐震改修補助事業	安心安全なまちづくりの推進を目的として、市内に存する木造住宅の地震に対する建築物の安全性の確保・向上を図るため、伊勢崎市木造住宅耐震診断の結果、耐震改修が必要と判断された住宅の補強工事費の一部を補助する。	継続	継続	継続
建設部	建築指導課	199	木造住宅耐震診断事業	安心安全なまちづくりの推進を目的として、伊勢崎市耐震改修促進計画に基づき、市内に存する木造住宅の地震に対する建築物の安全性の確保・向上を図るため、昭和56年以前の木造住宅を対象に耐震診断を行う。	継続	継続	継続
建設部	建築指導課	200	住まいに関する相談窓口の充実	良質で安全な住宅の建築を推進するため、住宅に関する窓口相談を行うとともに、住宅に対する耐震診断・耐震改修及びリフォームに関する相談や弁護士による法律相談など専門のアドバイザーによる総合的な相談会を開催する。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
建設部	住宅課	201	公営住宅管理事業	市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃により賃貸をする住宅である。入居者が安全で快適に生活ができるように、不良箇所を迅速に修繕している。また、これから市営住宅に入居を希望する市民に、母子世帯、高齢者世帯、子育て世帯などの世帯を対象に一定の枠を設けて募集する特定目的別分散入居を行っており、地域コミュニティにおける世代バランスも考慮しながら募集管理をしている。	継続	継続	継続
建設部	建築課	202	茂呂住宅建替事業	昭和39年から42年にかけて建設された茂呂住宅は、年月の経過に伴い公営住宅としての機能が相当に低下し、住居環境の要件に欠ける団地となりました。建替えることにより、住環境の整備を図るとともに、市民の安全を確保する。	終了	終了	終了
建設部	建築課	203	公営住宅改善事業	昭和40年代以降建設した市営住宅が老朽化してきている。また、少子高齢化等に対応した目的別の住戸改善も必要となっている。このため、既設の市営住宅を改修し、時代や入居者のニーズに対応した住戸の整備を図る。必要な改善を計画的に行うことにより、利用者の利便性の向上や安全性の確保と共に建物の長寿命化、省エネ化及びバリアフリー化を図り、既存ストックの有効活用を推進する。	継続	継続	継続
都市計画部	都市計画課	204	適正な土地利用推進事業	都市計画法をはじめとする土地利用制度の活用により、活力ある都市づくりに向けた適正な土地利用を推進する。また、都市計画の決定・変更に際し、法手続きの実施や都市計画審議会の会務を処理し、適正な都市計画の運用を図るもの。	継続	継続	継続
都市計画部	都市計画課	205	景観形成事業	良好な景観形成の促進や屋外広告物表示の適正化並びに景観啓発事業を通して、本市の魅力ある景観形成を推進するもの。	継続	継続	継続
都市計画部	都市計画課	206	都市計画道路3・4・71号道路改良事業（境保泉工区）	本事業は、都市計画道路3・4・71号保泉茂呂線のうち、境保泉地区内の未着手区間を整備して、都市間幹線道路である東毛広域幹線道路とのネットワーク化を図ることにより、保泉ニュータウンなどの大規模住宅団地とのアクセス機能の向上と地域住民の通行安全性の確保、県立伊勢崎高校周辺の渋滞解消による交通の円滑化を図る。	継続	継続	継続
都市計画部	都市計画課	207	田中町居住環境創造地区整備事業	本地区は、平成25年度に伊勢崎宮郷工業団地と合わせて市街化区域に編入され、工業団地の企業進出により宅地の供給元として整備が期待されている。そこで、個別住宅の建設やミニ開発が生じる前に、地区計画に基づいて道路等の公共施設の計画的な整備により、良好な居住環境の形成と職住近接による定住人口の増加を促進する。	継続	継続	継続
都市計画部	都市計画課	208	都市計画道路3・3・3号道路改良事業（足利線以南工区）	本市の中心市街地は、市内西部や北東部に立地する商業施設に起因する交通渋滞のほか、複数の主要地方道の結節点として、交通が集中し、朝夕を中心に慢性的な交通渋滞が発生している。そこで、中心市街地における交通渋滞の解消や通学路の安全性向上を図るとともに、国道462号や（主）前橋館林線、（主）桐生伊勢崎線などのバイパスとして広域的な道路網の役割も担うこととなる都市計画道路3・3・3号北部環状線の未着手区間（（主）足利伊勢崎線以南）の整備を行う。	継続	継続	継続
都市計画部	公園緑地課	209	公園施設長寿命化事業	都市公園施設（41公園）の重点的かつ効率的な維持管理や更新投資を行っていくため、長寿命化計画に基づく維持管理及び更新を的確に実施し、安全性や機能を確保しつつライフサイクルコストの縮減を図る。	継続	継続	継続
都市計画部	公園緑地課	210	公園維持管理事業	快適な市民生活及び都市環境を形成する上で必要である公園・緑地を安心安全でかつ快適に利用するために確かな管理計画を策定し、効率的な維持管理を行うことで利用者の増加につなげることを目的とする。	継続	継続	継続
都市計画部	公園緑地課	211	市民による緑化推進事業	春に華蔵寺公園にて「グリーンフェスタ」を、秋にいせさき市民のもり公園にて「市民緑化フェア」を行い、緑化苗木の無償配布を始めとして、多くのイベントを催すことにより、市民に対して緑化への意識喚起を図る。	継続	継続	継続
都市計画部	公園緑地課	212	公園愛護会団体やボランティアによる公園の環境整備事業	広く市民の皆様様に公園愛護会を組織していただき、公園愛護活動を行っていただくことにより、地域住民による公園の美化を促進し、良好な環境の保持を行っている。	継続	継続	継続
都市計画部	公園緑地課	213	宮郷地区近隣公園整備事業	伊勢崎市宮郷工業団地造成事業に伴い、近隣公園の整備を行うことにより、工業団地内の環境整備を図るために実施するものである。また、地域住民に憩いの場を提供するために実施するものである。	終了	終了	終了
都市計画部	区画整理課	214	西部土地区画整理事業	連取本町、連取元町、連取町、太田町及び若葉町の各一部の101.0ヘクタールを事業区域として区画整理事業を実施している。事業区域内の都市計画道路、区画道路、公園等の都市基盤を整備し、快適な生活環境と魅力ある市街地の整備を進めている。	継続	継続	継続
都市計画部	区画整理課	215	東部第二土地区画整理事業	下植木町、今泉町一丁目、日乃出町及び粕川町の各一部の61.6ヘクタールを事業区域として区画整理事業を実施している。事業区域内の都市計画道路、区画道路、公園等の都市基盤を整備し、快適な生活環境と魅力ある市街地の整備を進めている。	継続	継続	継続
都市計画部	区画整理課	216	茂呂第一土地区画整理事業	北千木町、南千木町及び茂呂町二丁目の各一部の67.2ヘクタールを事業区域として区画整理事業を実施している。事業区域内の都市計画道路、区画道路、公園等の都市基盤を整備し、快適な生活環境と魅力ある市街地の整備を進めている。	継続	継続	継続
都市計画部	区画整理課	217	茂呂第二土地区画整理事業	南千木町、茂呂町二丁目、美茂呂町及び茂呂南町の各一部の79.4ヘクタールを事業区域として区画整理事業を実施している。事業区域内の都市計画道路、区画道路、公園等の都市基盤を整備し、快適な生活環境と魅力ある市街地の整備を進めている。	継続	継続	継続
都市計画部	下水道管理課	218	公共下水道公営企業会計移行事業	近年、施設の老朽化、人口減少による料金収入の減少等、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増している中で、公共下水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むために、現在の特別会計による会計処理から、地方公営企業法を適用した地方公営企業会計へと移行するための事業。具体的な方法として、固定資産台帳整備、条例規則等整備のための移行事務支援、会計システム等導入を並行して行い、平成28年度から令和元年度までを取組期間とし、令和2年度予算、決算については公営企業会計に基づいたものに移行する。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
都市計画部	下水道管理課	219	下水道への接続の促進	下水道の役割や目的について理解していただき、供用開始3年未満の区域については、9月末までに1回水洗化補助金PRの通知の発送を実施し、供用開始から4年以上経過した未接続物件については、無断接続等防止も含め現地調査を含め接続のPRの戸別訪問を実施する。	継続	継続	継続
都市計画部	下水道管理課	220	特定地域生活排水処理事業	伊勢崎市特定地域生活排水処理事業による戸別浄化槽の整備に関する条例によって、指定している地域（境東新井、利根川南部の境島村・境平塚）において、汚水の適正な処理を図り、生活環境の改善及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、市が希望する個人の敷地に浄化槽を設置し、利用者から汚水処理使用料を徴収してその保守管理を行っている。	継続	継続	継続
都市計画部	下水道管理課	221	合併処理浄化槽普及推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道や農業集落排水区域以外で自己の居住する建物に10人槽以下の浄化槽の設置及び、単独処理浄化槽や汲り便所から合併処理浄化槽に転換する場合に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	継続	継続	継続
都市計画部	下水道整備課	222	単独公共下水道 汚水施設整備事業	生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るために、昭和45年に広瀬川と粕川に挟まれた市の中心区域を対象に公共下水道の事業認可を取得した。以後、本市総合計画および汚水処理基本計画に基づき、汚水施設整備事業を推進している。現在の事業計画面積は、1,380.5haである。	継続	継続	継続
都市計画部	下水道整備課	223	流域関連公共下水道汚水施設整備事業	生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るために、平成13年度に群馬県が旧赤堀町・旧東村・旧境町・旧伊勢崎市を処理区とする「利根川佐波流域下水道（佐波処理区）」の事業認可を取得した（平成26年度に『東毛流域下水道（佐波処理区）』に名称変更した。）。これに伴い、関連公共下水道事業として、平成14年度から旧4市町村が事業認可を取得し、平成17年に市町村合併となり、本市総合計画および汚水処理基本計画に基づき、汚水施設整備事業を推進している。現在の事業計画面積は、1,271.1haである。	継続	継続	継続
都市計画部	下水道整備課	224	終末処理場整備事業	公共下水道施設の主要施設である終末処理場（伊勢崎浄化センター）の適正な機能を維持するため、処理施設の改築・更新及び増設事業を実施。	継続	継続	継続
都市計画部	下水道整備課	225	雨水施設整備事業	雨水による浸水被害を防止・軽減し、安心して安全に暮らせる環境の実現を図るために、昭和45年に事業認可を取得した。以後、雨水幹線が整備されていない市街地および周辺地域において、雨水施設整備事業を推進している。現在の事業計画面積は、1,889.4haである。	継続	継続	継続
都市計画部	都市開発課	226	市街地再開発事業	伊勢崎駅周辺における土地区画整理事業や鉄道連続立体交差事業に合わせて、21万都市の玄関口にふさわしい駅前周辺の整備とにぎわいの創出を図るため、民間開発の誘導を促進する。あわせて、伊勢崎駅前インフォメーションセンター（平成27年3月開設）での観光情報の発信やイベントの開催により、まちなかの賑わい創出を図る。また、地区計画等の活用による土地利用や建築物等の適正な規制・誘導により、本市の玄関口にふさわしいにぎわいと活力あふれる良好な市街地環境を創出する。	継続	継続	継続
都市計画部	都市開発課	227	密集住宅市街地整備促進事業	老朽建築物等の買収・除却・共同建替等の促進、従前居住者のためのコミュニティ住宅借上げの実施により、居住環境の整備を図る。また、土地区画整理事業との合併施行により、事業の進捗と防災性の向上を推進する。	継続	継続	継続
都市計画部	市街地整備課	228	伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業	伊勢崎駅の南側を区域とし曲輪町、大手町、柳原町、太田町及び平和町の各一部、31.8ヘクタールの区画整理事業を実施している。事業区域内の都市計画道路、区画道路、公園等の都市基盤を整備し、快適な生活環境と魅力ある市街地の整備を進めている。	継続	継続	継続
都市計画部	市街地整備課	229	伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業	伊勢崎駅の北側を区域とし太田町、喜多町、柳原町及び曲輪町の各一部、12.6ヘクタールの区画整理事業を実施している。事業区域内の都市計画道路、区画道路、公園等の都市基盤を整備し、快適な生活環境と魅力ある市街地の整備を進めている。	継続	継続	継続
公営事業部	事業課	230	オートレース開催運営事業	オートレース開催運営事業は、小型自動車競走法に基づき本市が開催する公営競技に関する事業であり、その収益は市の財政の健全化を図るとともに、納付した交付金はJKAを通して、福祉車両や検診車などの購入に対しての助成等に広く活用されるなど福祉の向上に役立てられている。	継続	継続	継続
水道局	総務課	231	契約保証金事務事業	水道事業の基本財源である水道料金の滞納対策として行っている伊勢崎市独自の制度である。	継続	継続	継続
水道局	総務課	232	水道料金等徴収管理事業	水道料金等を徴収するため、基礎台帳、水栓情報、水道料金の賦課、請求、収納、未納の管理等の業務実行状況を電算処理し管理する。	継続	継続	継続
水道局	工務課	233	上水道施設整備事業	この事業は、水道利用者に対して、県水や井戸による安定した水源の確保と、水道水の供給元である浄水場、配水場及び水源池等の水道施設の更新・改修整備を行うことで、安全で安定した十分な水道水の提供を行う。	継続	継続	継続
水道局	工務課	234	老朽管更新事業	この事業は、埋設から時間が経過し更新時期を向かえた水道管を、地震に強く長寿命のものに更新することにより、地震などの災害による破損を防止、安定した水道水の供給を目指す。	継続	継続	継続
水道局	工務課	235	配水管整備事業	水道事業者が、いつでも安全で安心な水道水を利用できるように、安定的に供給できる管網整備（計画給水人口：220,000人）を行う。	継続	継続	継続
水道局	給水課	236	上水道管維持管理事業	上水道管の漏水や消火栓管等の付属構造物の損壊に対して緊急修繕を行う。また、公共工事等（道路改良工事・下水道工事・電線共同溝等）で支障となる上水道管の移設工事（切廻し工事）を行う。	継続	継続	継続
消防本部	総務課	237	救急救命士の増員及び処置拡大の推進	年々増加する救急事案に対し、救命率の更なる向上及び的確な救命処置を図るため、高度な専門的知識・技術を備えた救急救命士の養成促進を行い、処置範囲の拡大を推進するもの。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
消防本部	予防課	238	住宅用火災警報器の設置対策	住宅用火災警報器が未設置の世帯に設置推進活動を継続するとともに、定期的な点検、清掃、電池交換や機器交換など、設置後の維持管理について広報することにより、住宅火災による犠牲者・損害等の減少に繋げたい。	継続	継続	継続
消防本部	予防課	239	査察指導の強化	多くの人々が利用する施設や事業所に対して、火災予防上の体制や設備の点検などについて指導を行い、所有者や事業主の防火に対する認識を高め、火災を未然に防ぐための知識の普及に努めることで、市民生活の安全性を高める。	継続	継続	継続
消防本部	予防課	240	危険物施設や取扱者に対する保安対策と指導の徹底	危険物安全週間にセルフ式給油取扱所の立入検査を行い、所有者及び取扱者に対して施設の適正な維持管理を指導するとともに、広報誌への掲載、のぼり旗などの掲示により、啓蒙活動を実施する。	継続	継続	継続
消防本部	予防課	241	火災予防意識の普及と啓発活動の充実	各種施設、事業所に携わる人だけでなく、市民の火災予防意識を高めることにより、火災を未然に防ぎ、安心して暮らせるまちづくりを目指す。	継続	継続	継続
消防本部	警防課	242	消防水利整備事業	消防水利は、火災発生時に消火活動を行うための重要な消防力の一つである。大規模地震が発生し消火栓が使用できなくなった場合に備え、耐震性を有する防火水槽を設置することで地域消防力の向上を図る。また、昔ながらの防火水槽は現在の消防水利の基準に満たないものもあり、経年により老朽化が進み、耐震性を有さない防火水槽は解体撤去が必要な場合もある。	継続	継続	継続
消防本部	警防課	243	消防庁舎等整備事業	経年により劣化した消防庁舎等の改修を実施し、災害時の応急対策実施における防災拠点として、市民の生命、財産を守るため施設等の適切な維持管理を行い長寿命化を図る。	継続	継続	継続
消防本部	警防課	244	広域的な連携体制強化事業	大規模災害が発生した場合に備え、近隣自治体と消防相互応援協定を結び連携を強化するとともに、緊急消防援助隊の応援体制や受入れ体制を充実させることにより、広域的な連携体制を整備し災害対応を強化する。	継続	継続	継続
消防本部	警防課	245	応急手当普及啓発事業	救急車が到着するまでの間に、居合わせた人による救命処置の促進を目的として、市民を対象としたAEDの取扱いを含めた救命講習会を開催する。	継続	継続	継続
消防本部	警防課	246	医療機関やMC協議会との連携強化事業	救急業務を適切かつ円滑に行うため、医療機関との連絡調整を図るとともに、救急活動の救急救士が行う救急救命処置等の質の向上を図る。	継続	継続	継続
消防本部	通信指令課	247	災害・医療機関情報提供事務	火災の情報及び救急病院等の案内をテレホンサービスにより提供するとともに、火災情報をメールにて配信提供することで、より一層の市民サービスを充実させる。	継続	継続	継続
消防本部	通信指令課	248	高機能消防指令システム整備事業	各種災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、高機能消防指令システムの適正な維持管理に努め、消防車両の迅速・的確な出動を図り、円滑な災害現場活動を支援する。	継続	一部改善	一部改善
消防本部	指揮調査課	249	多様化する火災原因の究明と予防対策の確立	火災の原因や火災による損害を調査し、その結果を活用して事後の消防活動に活かすだけでなく、火災が発生する要因や火災の恐ろしさを市民の皆さんに知らせることで、火災予防を呼びかけている。	継続	継続	継続
市民病院	企画財政課	250	救急・災害医療体制の充実	救急告示病院また災害拠点病院として、地域の医療機関や消防との連携を進め、多種多様なケースに対応できる救急・災害医療体制の充実を図る。	一部改善	一部改善	一部改善
市民病院	企画財政課	251	伊勢崎市民病院器械器具整備事業	救急医療、高度医療及びがん診療などの最新医療を継続的に提供するため、新たな医療機器の整備や老朽化した医療機器の更新を行う。	継続	継続	継続
市民病院	企画財政課	252	医療従事者の育成確保	医療従事者の人材確保及び育成を図り、質の高い医療を提供する。	一部改善	一部改善	一部改善
市民病院	企画財政課	253	病院広報事業	広報誌及びホームページにより情報を広く発信し、市民病院の事業内容や役割を理解していただく。	継続	継続	継続
市民病院	企画財政課	254	伊勢崎市民病院中央手術室増改築整備事業	手術室No1室をハイブリッド化するための工事である。ハイブリッド手術室とは、手術室と血管造影装置を組み合わせたもので、内科的治療と外科的手術による治療を一つの部屋で行うことができる手術室で、患者がより安全に難易度の高い治療が受けられるようになる。	終了	終了	終了
市民病院	医療サービス課	255	診療収入確保事務	診療報酬に関する勉強会や調査・分析を定期的で開催し、診療報酬請求精度の向上を図り診療報酬の確保に努める。	継続	継続	継続
市民病院	地域医療連携室	256	かかりつけ医との連携推進事業	地域全体で良質な医療を提供する体制づくりのため、地域医療従事者との合同研修会や症例検討会などを開催し、市民がいつでも安心して医療が受けられるように地域の医療の向上を図り、かかりつけ医と病院の連携を推進する。また、市民を対象とした講演会を開催し、健康や医療について普及啓発を行う。	継続	継続	継続
会計管理者	会計課	257	会計管理事業	資金計画の仕組みを確立し、歳計現金・基金等の効率的運用を図る。	一部改善	一部改善	一部改善
議会事務局	庶務課	258	政務活動費交付事業	市議会の活性化と議員の資質向上等を目指して、議会会派が行う調査研究等に資する経費の一部を政務活動費として交付するものである。	継続	継続	継続
議会事務局	議事調査課	259	行政視察事業	議員に先進的な取り組みを行っている他の自治体等を訪問し、視察・研修等を通してより高度で専門的な見識を身につけさせるとともに、得られたものを議会活動に反映させていってもらう。	継続	継続	継続
議会事務局	議事調査課	260	議会報発行事業	議会の議事の審議内容などを広く市民に公表し、その理解を深めていただくために、議会の定例会及び臨時会ごとに議会の広報紙を発行している。	継続	継続	継続
選挙管理委員会	選挙課	261	常時啓発事業	明るい選挙の推進と投票総参加を目的に、市民を対象とした啓発活動やホームページを活用した啓発等を実施する。	継続	継続	継続
農業委員会	農業委員会事務局	262	農業広報事務	伊勢崎市農業の概要・農業委員会の概要等を掲載した「農業」、農業委員会の情報を掲載した「農業委員会だより」の作成及び全国農業新聞の購読を推進する。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
監査委員会事務局	監査課	263	財務監査事務	地方自治法に定める財務監査等を実施し、行政運営の健全化及び財務事務等の適正化を図ろうとするもの。実施内容は監査計画に基づき、地方公共団体の財務に関する事務等の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する定期監査、毎月期日を定めて現金出納の検査をする例月出納検査及び随時監査としての工事監査や財政援助団体等の監査並びに決算審査及び財政の健全化審査を行うもの。	継続	継続	継続
教育部	総務課	264	奨学資金貸与事業	本市に住所を有し、成績優秀な学生又は生徒で、経済的な理由により大学、短期大学及び高校に進学することが困難な人に奨学金を貸与する。	継続	継続	継続
教育部	教育施設課	265	臨海学校施設改修事業	臨海学校は、昭和48年に新潟県長岡市に建設された建物です。耐震性能が一部確認できない箇所及び老朽化により建物の随所に改修の必要が生じており、利用者である児童、教職員、一般利用者の安心安全な施設利用環境を確保するため、大規模改修工事を実施する。	終了	終了	終了
教育部	教育施設課	266	小中学校施設整備事業(増築改築事業)	より良い教育環境を保つために、児童・生徒数に合わせた教室の確保を重点に計画的な学校整備を進める。また、地域防災拠点としても配慮した安全で安心して利用できる施設整備に努める。	継続	継続	継続
教育部	教育施設課	267	学校敷地内財産整理事業	公共物の用途が廃止された状態のまま、小中学校の敷地内に違法状態で残存する法定外公共物(道路、水路等)の買収受けを計画的に実施することで、義務教育の原則である安定した学校運営の担保に努める。	継続	継続	継続
教育部	教育施設課	268	赤堀小学校グラウンド整備事業	赤堀中学校移転整備に伴う旧学校敷地の財産整理と合わせ、平成16年建設の旧中学校西校舎を小学校で恒久転用することに伴い、現況の市道付替え、小学校グラウンドの拡張整備、渡り廊下設置、付帯外構工事等を新規で計画することで、既存ストックを有効に活用するとともに狭隘である屋外教育環境の整備充実を図る。	継続	継続	継続
教育部	教育施設課	269	学校施設校庭等整備事業	たくましく心豊かな子どもを育成するため、子どもの最も身近にある学校の屋外環境(運動場)を安全で安心して利用できるよう整備する。	継続	継続	継続
教育部	教育施設課	270	小中学校管理諸室空調機更新事業	小中学校において、児童生徒の教育環境及び教職員の職場環境を良好に保つため、老朽化による故障や機能低下を起こしている管理諸室(事務室、職員室、校長室、保健室等)の空調機を更新するもの。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	271	伊勢崎市教育構想推進事業	本市の学校教育で重点を置く共通の方向性や施策を示した伊勢崎市教育構想を毎年度策定し、「ふるさと伊勢崎の伝統・文化・歴史に立脚したグローバルな広い視野と高い志を持ち、よりよい未来を創り出す子供」の育成を目指す。伊勢崎市教育構想の柱を市民性育成プラン、21世紀型学力向上プラン、地域と世界をつなぐ人材育成プランの3つとし、すべての公立幼稚園、小学校、中学校で取り組む。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	272	小中一貫英語力向上プログラム推進事業	小学校「英語科」と中学校「英語科」の9年間の連続性を重視した本市の小中一貫英語力向上プログラムを推進し、グローバル社会に対応する英語コミュニケーション能力の育成を目指す。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	273	ふたばすくすくプラン推進事業	保護者のニーズに応じた子育て支援と地域の教育力を生かした体験活動などの展開を中心とした「ふたばすくすくプラン」を推進し、幼稚園、保護者、地域が一体となって幼児教育の充実を目指す。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	274	不登校対策事業	伊勢崎学校教育構想の具現化を目指し、市教育研究所として、不登校対策事業を展開する。ほっとる〜む(適応指導教室)と学校とが連携・協力できるような取組を実践し、不登校児童生徒の減少を目指す。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	275	インクルーシブ教育推進事業	本市の子供たち一人一人の障害や特性に配慮した特別支援教育の充実を図り、障害等の有無にかかわらず子供たちがお互いに学び合うインクルーシブ教育の推進に努める。学級担任等と教育支援員が連携して、子供たちの生活や学習上の困り感を理解し、行動の背景にある気持ちにより添い、生活や授業の中で活躍できる場を設けるなど、個に応じた支援の更なる充実に取り組む。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	276	児童生徒の安全対策事業	児童生徒が、日常生活の中で災害、交通事故等から、自らの身を守る危険回避能力を育成するとともに、関係機関と連携して通学路の安全対策を強化し、児童生徒の安心・安全な学校生活の確保を目指す。	継続	継続	継続
教育部	学校教育課	277	保健教育・食育・健康管理の充実	児童生徒の発達段階にあわせ、計画的に心身の健康を保持増進するための学校保健活動を進めるとともに、家庭や関係機関と連携して自律的健康管理ができる児童生徒の育成を目指す。	継続	継続	継続
教育部	四ツ葉学園中等教育学校	278	中等教育学校ならではの教育の推進事業	中高一貫教育の特徴を生かした計画的、継続的な教育に取り組み、生徒の多様な個性の伸長や優れた個性の発見に努め、確かな学力と豊かな人間性の育成を重視しながら生徒一人ひとりの進路実現を目指す。	継続	継続	継続
教育部	四ツ葉学園中等教育学校	279	特色ある教育推進事業	グローバル社会への対応力を備え、国際的視野をもって地域社会に主体的に貢献できるグローバル人材の育成を目指す。	継続	継続	継続
教育部	四ツ葉学園中等教育学校	280	四ツ葉学園外壁等施設改修事業	四ツ葉学園は、平成4年度竣工の校舎と平成6年度竣工の体育館を使用しているため、施設や設備の老朽化が進んでいる。まず平成27年度に普通教室を中心に新しい空調機の入替工事と体育館の天井改修及び体育館外壁劣化調査を実施した。次に28年度に、旧赤堀中学校の解体工事に伴い、同校に設置されていた空調機を再利用して本校の特別教室を中心に入替工事を実施した。さらに29年度に、校舎外壁劣化調査及び体育館外壁等改修工事を実施し、30年度は校舎外壁劣化調査の結果に基づき校舎外壁タイルの改修及び防水工事を実施した。	終了	終了	終了
教育部	健康給食課	281	学校給食充実事業	学校給食に、地産産食材を積極的に活用することや、献立を工夫したり、食材・食品の安全管理を徹底することで、学校給食の充実を図り、児童・生徒の健全な心身の育成をする。	継続	継続	継続

令和元年度 事務事業<<事後>>評価対象事業概要一覧表

部	課名	評価番号	事務事業名	事業の概要	1次評価	2次評価	最終評価
教育部	健康給食課	282	学校給食調理場整備事業	本市では6ヶ所の学校給食調理場で、年間200日、1日約20,000食の給食を調理し提供している。各調理場は建築後19年から47年経過しており、老朽化している調理器具等を定期的に更新したり修繕することにより、児童・生徒等に安心して安全な学校給食を安定的に提供するための事業。また、老朽化の著しい第一・赤堀・あずま学校給食調理場は、施設の耐震性や調理機器の老朽化など抜本的な改善が必要であり、現在の敷地では面積的に改修が困難であるので、西小保方沼公園グラウンドゴルフ場西側に新しい調理場を建設する。	継続	継続	継続
教育部	生涯学習課	283	公民館活動事業	すべての人が生涯を通じて主体的に学び、自己を高め、健康で生きがいのある生活を創造していくための、地域の生涯学習を推進する拠点施設として、また、地域住民のニーズや地域課題の解決に対応する学習情報の提供や多種多様な学習・講座等を開催する施設としての公民館を管理運営する事業である。	継続	継続	継続
教育部	生涯学習課	284	地域生涯学習活動の推進	自分の生活を豊かにするために、一人ひとりが自分の生活を心豊かにするために、学習や文化活動、ボランティア活動、地域活動など様々な活動を行っている。その活動を支援するとともに推進する事業である。	継続	継続	継続
教育部	生涯学習課	285	放課後子供教室	放課後に小学校の教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強や工作や調理実習などの多様な体験・活動を実施し、子供たちの安心安全な居場所づくりに努め、子供たちの健やかな成長を目指す事業。	継続	継続	継続
教育部	生涯学習課	286	公民館施設整備事業	老朽化している公民館等の改修工事等を行い、また、公民館等の移転新築等を行うことで、生涯学習の拠点として、安全で利用しやすい施設の整備を行う。	継続	継続	継続
教育部	生涯学習課	287	ものづくりビジネス体験事業	首都圏に極集中する状況の中、地方の就業者が減少し地方に活気がなくなってきている。そのため地方創生事業により地域の活性化、地域の人材育成が必要になってきている。このため、地域の原動力になってくれる子どもたちを育てることを目的として、小中学生を対象とした「ものづくり体験事業」、高校生を対象とした「ビジネス体験事業」を実施する。	継続	一部改善	一部改善
教育部	図書館課	288	読書の街いせさき推進事業	図書館での資料貸出をはじめとするライフステージにあわせた各種サービスをはじめ、図書館応援団（図書館ボランティア）等のボランティア活動の促進、本との出会いを広げる図書館・幼稚園・まゆドームでの読み聞かせ、まちかど図書館などの地域ぐるみの読書活動の推進、本とのふれあいをつくる「家族で家読を」運動の推進をおして、地域や家庭、学校に読書活動を普及させ、本に親しむ習慣の定着を図ることをねらいとした事業。	継続	継続	継続
教育部	文化財保護課	289	史跡田島弥平旧宅の世界遺産活用事業	近代養蚕建築の原型である田島弥平旧宅や田島弥平の功績を広く市民に周知する。	継続	継続	継続
教育部	文化財保護課	290	文化財保存活用事業（史跡女堀・史跡上野国佐位郡正倉跡・史跡十三宝塚遺跡）	国指定史跡の保護や活用に努める。	継続	継続	継続
教育部	文化財保護課	291	赤堀歴史民俗資料館運営事業	児童・生徒を含む市民及び研究者を含む来館者に対して、常設展示、企画展示や季節展の開催、そして歴史文化講座、古文書講座等の学習や研究の機会を提供し、郷土の歴史や民俗に関する知識・理解の向上を図り、郷土愛を育むことを目指す。	継続	継続	継続